

第3回幕別町議会臨時会

議事日程

平成26年第3回幕別町議会臨時会
(平成26年8月6日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘
- 日程第2 会期の決定 8月6日（1日間）
（諸般の報告）
- 日程第3 報告第9号 専決処分した事件の報告について
（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第4 議案第42号 工事請負契約の締結について
（幕別町新庁舎建設工事（建築主体その1））
- 日程第5 議案第43号 工事請負契約の締結について
（幕別町新庁舎建設工事（建築主体その2））
- 日程第6 議案第44号 工事請負契約の締結について
（幕別町新庁舎建設工事（電気設備その1））
- 日程第7 議案第45号 工事請負契約の締結について
（幕別町新庁舎建設工事（電気設備その2））
- 日程第8 議案第46号 工事請負契約の締結について
（幕別町新庁舎建設工事（機械設備その1））
- 日程第9 議案第47号 工事請負契約の締結について
（幕別町新庁舎建設工事（機械設備その2））
- 日程第10 議案第48号 工事請負契約の締結について
（幕別町民会館耐震改修工事（建築主体））
- 日程第11 議案第49号 財産の取得について
（小型除雪車購入）
- 日程第12 特別委員会中間報告
（庁舎建設に関する調査特別委員会第2回中間報告）

会議録

平成26年第3回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 平成26年8月6日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 8月6日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘 4 藤谷謹至 5 小島智恵
6 岡本眞利子 7 藤原 孟 8 乾 邦廣 9 牧野茂敏 10 谷口和弥
12 田口廣之 13 前川雅志 14 成田年雄 15 中橋友子 16 野原恵子
17 増田武夫
- 6 欠席議員
11 芳滝 仁 18 斉藤喜志雄
- 7 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 飯田晴義 総 務 部 長 菅野勇次
会 計 管 理 者 田井啓一 企 画 室 長 伊藤博明
経 済 部 長 田村修一 民 生 部 長 川瀬俊彦
建 設 部 長 佐藤和良 忠類総合支所長 姉崎二三男
札 内 支 所 長 羽磨知成 教 育 部 長 森 範康
総 務 課 長 境谷美智子 糠 内 出 張 所 長 妹尾 真
企 画 室 参 事 細澤正典 地 域 振 興 課 長 原田雅則
生 涯 学 習 課 長 澤部紀博 土 木 課 長 湯佐茂雄
都 市 施 設 課 長 笹原敏文
- 8 職務のため出席した議会事務局職員
局長 野坂正美 課長 萬谷 司 係長 佐々木慎司
- 9 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 10 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
1 小川純文 2 寺林俊幸 3 東口隆弘

議事の経過

(平成26年8月6日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（古川 稔） ただいまから、平成26年第3回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、1番小川議員、2番寺林議員、3番東口議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（古川 稔） ここで、諸般の報告を事務局からいたさせます。
○議会事務局長（野坂正美） 諸般の報告を申し上げます。
11番芳滝議員、18番齊藤議長より本日欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。
○議長（古川 稔） これで、諸般の報告を終わります。

[報告]

- 議長（古川 稔） 日程第3、報告第9号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。
報告を求めます。
高橋副町長。
○副町長（高橋平明） 報告第9号、専決処分した事件の報告につきまして、ご説明させていただきます。
本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので報告するものであります。
議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。
専決処分第6号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成26年6月27日付で専決処分を行ったものであります。
理由につきましては、平成26年5月17日午前8時30分ころ、幕別町札内泉町73番地の2、公営住宅泉町団地の駐車場において、相手方が駐車していた車両に、強風により敷地内の樹木が倒れ、その衝撃により車両後部から屋根にかけて損傷を与える事故が発生しましたことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額につきましては、8万8,344円とするものであります。

2ページになりますが、損害賠償及び和解の相手方につきましては、町内在住の女性であります。

損害賠償及び和解の内容につきましては、損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、当日は、深夜より強風が吹き続け、警報の発令までには至らなかったものの、最大瞬間風速21.9メートルが記録されるなど、風による樹木の倒木がゴルフ場などで確認された状況でもありました。

このような中での事故であり、公営住宅管理担当職員には、故意または重大な過失はないと認めるところであります。今後このような事故が起きないように、公営住宅内のパトロール及び樹木の剪定強化など安全管理の徹底に心がけ、事故防止に努めるよう指導したところであります。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第9号を終わります。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第4、議案第42号から日程第11、議案第49号までの8議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第42号から日程第11、議案第49号までの8議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第4、議案第42号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第117条の規定によって、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

14:04 休憩

14:04 藤原孟議員退場

14:05 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第42号、工事請負契約の締結について説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第42号、工事請負契約の締結につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、幕別町新庁舎建設工事（建築主体その1）であります。

当工事につきましては、新庁舎の建設に係る建築主体工事であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方についてであります。平成26年7月30日、藤原・萩原特定建設工事共同企業体、市川組・佐藤特定建設工事共同企業体、川田・大野・萬和特定建設工事共同企業体、宮坂・加藤特定建設工事共同企業体の4社によります公募型指名競争入札を執行いたしました。再度の入札に付しても落札者がいなかったことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により最低価格入札者であります藤原・萩原特定建設工事共同企業体と協議を行い、見積書を徴したところ予定価格の範囲内でありましたことから、9億9,466万9,200円をもちまして同企業体の代表であります中川郡幕別町旭町91番地、藤原工業株式会社、代表取締役藤原治氏と随意契約を結ぼうとするものであります。

なお、予定工期につきましては、平成28年3月18日までの工事を予定いたしております。

説明資料の1ページをごらんいただきたいと思いますが、まず工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造、免震構造で地上3階建てとし、延べ床面積5,217.59平方メートルのうち、当工事につきましては南側の3,149.23平方メートルの工事を行うものであります。

また、平成26年度完了の工事内容として、擁壁や物置といった既存支障物の撤去を行い、基礎及び地下ピット部分のコンクリート躯体造成に係る土工事、仮設工事、コンクリート工事を行うこととし、免震装置の設置以降につきましては平成27年度の工事とするものであります。

次に、説明資料の4ページをごらんいただきたいと思いますが、

1階から3階までの各階平面図を示しております。

この平面図のほぼ中央に配置するエコボイドのすぐ下に、工事工区を分ける一点鎖線が横に入っており、この線を境にして下の南側が当工事の工区とするものであります。

次に、説明資料の5ページと6ページをごらんいただきたいと思いますが、

5ページは南側と北側、6ページは東側と西側の立面図を示しております。

6ページの東側と西側の立面図には、それぞれほぼ中央付近に先ほど説明いたしました工事工区を分ける一点鎖線が縦に入っており、この線を境にして上の東側立面図では左側が、下の西側立面図では右側が当工事の工区とするものであります。

次に、説明資料の7ページをごらんいただきたいと思いますが、

上の図が南北方向、下の図が東西方向の断面図を示しております。

上の南北方向の断面図には、ほぼ中央に配置するエコボイドのすぐ左側に先ほど説明いたしました工事工区を分ける一点鎖線が縦に入っており、この線を境にして左側が当工事の工区とするものであります。

また、各断面図の下部になりますが、太線より下の基礎の部分と地下ピットに該当する部分を斜線により明示している範囲があります。

この部分が平成26年度に施工を行う部分であり、これより上の部分となる免震装置の設置以降については、平成27年度に施工するものとしてあります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○15番（中橋友子） 次の議決案件にもかかわってはくるのですが、最初の議案の中で質問をさせていただきたいと思っております。

ただいま副町長から説明いただきました。新聞等でも報道されまして、一番最初の指名競争入札のときに落札できなかったという報道については、町民の皆さんの大きな関心といたしますよりは心配ということで、いろいろな声がありました。それで、当初から資材が高くなることや、あるいは労働力を確保できるかどうかなどという懸念材料がありまして、こういった事態が起きないことを願っていたわけですが、しかし残念ながら起きてしまったと。それを乗り越えられて随意契約に至って、きちっとその契約が成立したということについては、やはりよかったなというふうには思っております。

その上で、そういったいろんなそこに至るまでの過程で、町民の皆さんの、どうしてこういう整理ができて、きちっとなっていたのかという疑問にも答えていかなければならないので、お伺いするのですが、一つはこういった入札が成立しなかったときに、ただいまの説明では法 167 条の 2 の規定を適用させて再入札を行って、それから随意に切りかえられたということでもあります。これは最近このことではたくさん事例がありまして、札幌の地下鉄の入札などは繰り返し繰り返し入札で事を進めようとしている姿勢もあります。随意契約をうちの場合は選んだわけですが、その判断の理由はどこにあったのかということをお伺いします。

次に、随意契約におきまして、入札では予定価格の範囲を超えてしまったということなのですが、随意契約の中では予定価格の範囲内で契約が成立したということでもあります。つまり入札では超えたのだけれども、随意契約の中では超えなかったと。その理由と申しますか、いろいろ協議なされたと思いますので、その協議の経過について説明をしていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（菅野勇次） まず初めに、随意契約に至った判断と申しますか、そういうことでございますけれども、先ほどの副町長の説明にもありましたように、入札につきましては、3 回目までの入札を行いまして、3 回目でお予定価格に達しない場合につきましては、不落札という形になります。そうした場合に、地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づきまして、再度の入札に付して落札者がいない場合につきましては、随意契約ができるという規定がございます、それをもって本町といたしましては、他の入札についても同じでございますけれども、最低入札者の業者の方と協議をさせていただいて、最終的に見積書をいただいて、それが予定価格の範囲内であれば随意契約という形で行っております、本件につきましても同様の取り扱いを行ったということでございます。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 入札では不落ということになりまして、随意契約に切りかえさせていただきました。

当然、随意契約ということになりますと、工事内容についてお互いに確認する事項がさまざまございまして、我々が考えて積算を積み上げていった結果の額と、それから受注されようとする業者さんのほうの建物に対する施工の考え方というのが、やっぱり違いが協議をする中で明らかになりまして、その主なところといたしましては、一つはまず中橋議員が言われましたように、労務費の上昇というようなことをかなり現場サイドでは、業者サイドのほうでは大変心配をしていたと。

それから、近年、最近の上昇傾向、我々は工事単価というのは一定の公的な単価を使っているわけでございますけれども、市場の取引価格が工事を急ぐという場合には、かなり受ける労務者の方々の単価が高くなっているという現実がございます。それで、受けていただける労務者の調達、人材の調達ということになりますと、なかなか思うように最近はいかないという状況もあるようであります。我々は標準工期の中で工期設定しておりますから、冬期間は自主施工期間としまして、工事をしなくてもいいよということで我々は積算上組み立てております。ところが、工事業業さんのほうは、かなり人の調達が難しいからもう少し時間をかけて冬期施工もしなければならぬのではないかと、あるいは人が集まらなかったときには冬期の施工をやらざるを得ないということがございまして、ここについては現実の市場の状況と我々が標準設計で行う工期の考え方ということに関しては乖離がございました。人が調達できなければ工期が延びる。後期が延びれば、冬期施工しなければいけない。そのために例えば養生費であるとか、コンクリートの強度補正であるとか、あるいは仮設工事であるとか、さまざま工事の増額要素がございます。ここについては我々としては、そこを仮に見込むとすると、過大な設計になる可能性もございますので、ここは標準的な設計でやらざるを得ないということは説明をさせていただきました。

それからもう一つは、仮設計画でありますけれども、現在我々のほうでは水が出るころまでは総掘りをかけて、そしてその後、基礎の部分については、つば掘りという部分掘りをしていくのですが、施工業者さんのほうは全部を掘って施工をすることが必要ではないかと。施工のしやすさとかという

ことではあるのですけれども、そのことによって土どめ工事をかなりお金のかかる方法でやらざるを得ないと。我々の今持っているボーリングデータからしますと、そこまでの工事はしなくていいのではないかという考え方をしております。

ただ、これに関しましては、実際に試掘をしているわけではございませんので、試掘を、ボーリングとは違う実際に一部掘ってみる。その段階で、例えば水が大きく流れて出てくる。あるいは砂利層で崩れてくる。そうすると、安全対策としてそういうシートパイルとかいろんな方法があるのですけれども、そういった仮設計画も持たなければいけないのではないかということは状況によっては我々理解するところなのですが、現状ではそこまでやる必要はないのではないかという積算をしておりますので、そういったことの施工に対する考え方、安全対策も含め、それから労務者の調達ということも含め、大きな違いが考え方がありまして、ここについてはいろいろとお話をする中で我々の積算の中味ということは理解していただけたかなというふうに思っております。最終的には業者さんが我々のほうで予定価格としている額に、あとはその価格で受けられるかどうかという判断をいただいて、見積書をいただいた結果、予算の範囲内であったという状況でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 私自身もちょっとわからない面はあるのですけれども、そういったこれだけ2区分しましたから、約10億円の工事ですよ。これだけ大きな工事発注するときには、相当情報をきちっとどのような工事をしていただきたいかということは、もう明確に示しながら予定価格を決めていかれるのだと思うのです。

今、部長がおっしゃられたような情報というのは、もっとこういった事態に至らないまでも知り得る、業者さんというのは責任を持ってその仕事をするわけですから、そういうことがわかっていたらわかっていたり金額というのが積み上げられて、それはちょっと済みません、難しいものもあるのかもしれないけれども、そういうことを考えれば、つまり競争入札ですから、いろんなジョイベンが入ってきているわけですから、対等に公平に機会を与えていかなければならないですよ。でも、その入札のときは、そういうのがなかったと。振りかえのまゝいって、結果としては197条に基づいてやりましたよ。そのことは問題はないのですけれども、しかし、他の業者さんだってそういう情報をもし得ていたらどうなのだろうというような疑問もありまして、ですからそういったこれだけ大きな仕事をやるに当たっての情報の共有といいますか、そういうものは一体どこまできちっと町の姿勢として示されてきているのか、そういうことも疑問に思いますので、お答えいただけますか。

工期が遅くなっていけば、いろいろ費用もかかっていくだろうと思いますし、それから経済情勢もどんどん変動することが今予測されますので、私はきちっと工期内に終わることを、予定されていたことが終わることがいいと思うのですけれども、しかし入札ではなくて随意で決めていくことの慎重さといいますか、それがきちっと住民にもわかるような姿勢が大事だというふうに思います。

それともう一つ、これも次のところにありますが、工事を2区分にされていますよね。これももちろんこの第1では全体の中の約半分強というふうに受け取れるのですけれども、こういったやり方も過去には町の事業の工事請負契約では、よく道路ですとか、水道管の埋設だとかで2区分、3区分と分けてやってきた、そういう経過があるのですけれども、こういった大きな建物で、庁舎そのものがめったにないことですので、やっていく場合の難しさもあるのではないかというふうに思うのです。その辺をもちろん設計業者がきちっと管理監督をやって行っていくのだと思うのですが、庁舎は一体のものでありますから、どのような調整や協議の場を持って進められていくのか、その点でもお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） まず1点目、工事に係る情報の共有ということでございます。我々水面下と申しますか、非公式には、現状で例えば1万5,000円程度の労務費が、工期を急ぐ場合とか外からの応援を頼む場合は3万円台になっているというお話も一部聞くこともございます。ただ、こういった状況が全てに適用しているかということになりますと、そうではございません。確かに急いで倍ぐら

いの1日単価を出して人を調達するというのも間々あるというふうには聞いておりますけれども、我々が積算する中では、なかなかそういったものを市場の状況として単価に反映させるというのは非常に難しいものがございます。

逆に言えば、そういった市場の、風評と言うとちょっと語弊あるかもしれませんが、そういう情報を公的単価に反映させるというのは非常に難しいものがございます。今回もそういったことで我々としての発注者側としての工事額というのは、一定程度きちんと説明のつく単価を出さざるを得ないというところでございますので、工事工期の問題、それから単価の問題については我々の状況というのを理解していただいたというふうに私は理解しております。

それから、随意契約の妥当性ということでございますけれども、これこの次の2工区になぜ分けたかということともちょっとかかわってくるのですが、まず我々としては地元の業者さんができるだけ受注の機会を拡大していただきたいという思いは常々ございます。受注をしていただくためのこういう特定JVを組んで公募していただいたわけですが、もしか不落札になったときに、ほかの方法というのもございます。

一つは、設計変更するという方法でございます。それは、我々のほうで額を変えるか、あるいは設計内容を変えるかということで、もう一度再度入札をするというのが一つ方法としてはございます。それからもう一つは、メンバーをかえて入札を再度するというのもございます。これに関してはどちらも時間のかかることであります。それから、内容も当然思ったものができるかどうかということもございます。それから、地元の方々が排除されていくという状況も生まれるかもしれません。これは入札しなければわかりませんが、そういった時間の問題、それから地元受注機会を失うという可能性もございますので、できれば今回最低札で応札していただいた方々と、まずは中味について協議をしようではないかということで協議をさせていただきました。お互いに工事に対するそごといひますか、考え方の違いというのはありましたけれども、そこは話し合いをすることでお互いに理解できたものというふうに考えております。

工事の2工区に分けたことに関しましては、大きな工事で今まで1本で出していた、例えば町で言いますと、百年記念ホールなんかもそうでありますけれども、一つの工事業者が受けて工区分けして工事が進んでいくと。これは工事の施工側の考え方ですけれども、工区分けをして二つのチームで一緒に立ち上がっていくと。それは当然一つの会社ですから一つの会社がコントロールしていくということになりますけれども、工事に関しては二つの会社がそこを一つの建物を別工区で立ち上げていくということは、これは十分技術的には可能なことでありますので、我々としては、その受注機会を少しでも拡大していきたいという思いの中で、こういった2工区に分けて発注したものであります。

以上であります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○15番（中橋友子） 私、工区を分けたことは受注の機会をふやしたという積極的な考え方だというふうに理解をしております、それは評価をしたいと思うのです。

ただ、聞いたかったのは、機会をふやしたからこうなったのだけれども、やっぱり大変でしょうという中で、建物ですから、もちろん設計に基づいてやるわけですから、違いなどは生じてはこないとは思いますが、その辺の調整や協議というのは、一業者に委託するよりももっともっと慎重にやられるのではないかとこのように思ったわけです。その辺の取り組みをどんなふうに考えてやられるのかなということをお聞きしたかったのです。そういうことで。

それと、わかりました。基本的には随意契約を選択していくというのは、一番今お答えの整理して理解するとしたら、やはり工期内にきちっと完成させるということに尽きるのではないかなというふうに思うのですけれども、いろいろ先ほどもありました。一度そういうふうになった場合には設計変更する、あるいはメンバーを入れかえる、入札を繰り返すというのは、見てみますと随分事例があるのですよね、今。一番今大きく取り上げられているのは、秋田の市役所ですか、それから北海道も幕別程度の規模ではそうそうではないのですけれども、奈良県あるいは京都府国立病院、これはどこで

しょうか、京都ですね。いっぱいいろんなところがありまして、どこでも予定価格を引き上げたり、あるいは工期を延長したりというようなことを繰り返し行って契約に至っているものですから、それで町としてこの選択をよしとする確たる説明をお伺いしたかったわけです。

最後の一体化に進めていくに当たっての考え方はお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（佐藤和良） 工事の現場の話としてでありますけれども、2工区に分けて業者が協議をしながら一つの建物を建てていくということに関して、これから施工業者さんといろんなその辺の中味は詰めていきますけれども、町で発注している大きな物件に関しては、通常で言いますと、工事週報をいただく、あるいは毎週の定例会議を持って、工事の進捗状況を設備とか電気とかというような業種も含めて工事の工程についての確認作業をしていくと。それから、お互いの持ち分のところの取り合いの部分ですとか、そういったことの技術協議をしていくという中で十分調整を、二つの工区であっても工事調整をしていけるものというふうに思っております。

今回の入札方式、それから落札、受注業者の決定に至ることにしましては、我々としては議員おっしゃるように工期をできるだけ今の工期の中で何とかおさめたい。それから、工事額を3億円近く補正をさせていただきまされたけれども、これ以上上げられるということは、大変住民の方々にも負担をかけることだというふうに思っておりますので、まずは最低札の業者さんのほうと協議をさせていただくというのがまず先決であったのかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） それでは、ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり決定されました。

ここで、暫時休憩いたします。

14:30 休憩

14:30 藤原孟議員入場

14:31 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま私の発言の中で、異議なしと認める、したがって本件は原案のとおり「決定」と申しましたが、「可決」されました。訂正させていただきたいと思っております。「可決」であります。よろしくお願いたします。

それでは、日程第5、議案第43号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第43号、工事請負契約の締結につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、幕別町新庁舎建設工事（建築主体その2）であります。

当工事につきましては、議案第42号でご説明したとおり、新庁舎の建設に係る建築主体工事であります。

契約の方法、契約の金額、契約の相手方についてであります。議案第 42 号で申しあげました 4 社により公募型指名競争入札を執行いたしました。再度の入札に付しても落札者がいなかったことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により最低価格入札者であります宮坂・加藤特定建設工事共同企業体と協議を行い、見積書を徴したところ予定価格の範囲内でありましたことから、7 億 2,084 万 6,000 円をもちまして、同企業体の代表であります帯広市西 4 条南 8 丁目 12 番地、宮坂建設工業株式会社、代表取締役宮坂寿文氏と随意契約を結ぼうとするものであります。

なお、予定工期につきましては、平成 28 年 3 月 18 日までの工事を予定いたしております。

議案説明資料の 1 ページをごらんいただきたいと思いますが、工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造、免震構造で地上 3 階建てとし、延べ床面積 5,217.59 平方メートルのうち、当工事につきましては北側の 2,068.36 平方メートルの工事を行うものであります。

また、平成 26 年度完了の工事内容として、基礎及び地下ピット部分のコンクリート躯体造成に係る土工事、仮設工事、コンクリート工事を行うこととし、免震装置の設置以降につきましては平成 27 年度の工事とするものであります。

説明資料の 4 ページになりますが、1 階から 3 階までの各階平面図を示しております。

この平面図のほぼ中央に配置するエコボイドのすぐ下に、工事工区を分ける一点鎖線が横に入っており、この線を境にして上の北側が当工事の工区とするものであります。

次に、説明資料の 5 ページと 6 ページをごらんいただきたいと思いますが。

5 ページは南側と北側、6 ページは東側と西側の立面図を示しております。

6 ページの東側と西側の立面図には、それぞれほぼ中央付近に先ほど説明いたしました工事工区を分ける一点鎖線が縦に入っており、この線を境にして上の東側立面図では右側が、下の西側立面図では左側が当工事の工区とするものであります。

次に、説明資料の 7 ページになります。

上の図が南北方向、下の図が東西方向の断面図を示しております。

上の南北方向の断面図には、ほぼ中央に配置するエコボイドのすぐ左側に先ほどご説明いたしました工事工区を分ける一点鎖線が縦に入っており、この線を境にして右側が当工事の工区とするものであります。

また、各断面図の下部になりますが、太線より下の基礎の部分と地下ピットに該当する部分を斜線により明示している範囲があります。

この部分が平成 26 年度に施工を行う部分であり、これより上の部分となる免震装置の設置以降について平成 27 年度に施工するものとしてあります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 43 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 44 号、工事請負契約の締結について及び日程第 7、議案第 45 号、工事請負契約の締結についての 2 議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 44 号並びに議案第 45 号、工事請負契約の締結につきまして一括して提案の理由をご説明申し上げます。

まず、議案書の5ページをお開きいただきたいと思います。

議案第44号の契約の目的につきましては、幕別町新庁舎建設工事（電気設備その1）であります。当工事につきましては、新庁舎の建設に係る電気設備工事であります。

契約の方法、金額、相手方についてであります。平成26年7月30日に、北口・十勝特定建設工事共同企業体、相互・滝上特定建設工事共同企業体、川岸・大上特定建設工事共同企業体の3社によります公募型指名競争入札を執行いたしましたところ、1億7,139万6,000円をもちまして川岸・大上特定建設工事共同企業体が落札することになりましたので、同企業体の代表であります帯広市西2条南38丁目4番14号、川岸電設株式会社、代表取締役川岸哲夫氏と契約を結ぼうとするものであります。

次に、議案書の6ページをごらんいただきたいと思います。

議案第45号の契約の目的につきましては、幕別町新庁舎建設工事（電気設備その2）であります。

当工事につきましては、議案第44号でご説明したとおり、新庁舎の建設に係る電気設備工事であります。

契約の方法、金額、相手方についてであります。電気設備その1の落札者を除いた北口・十勝特定建設工事共同企業体、相互・滝上特定建設工事共同企業体の2社によります公募型指名競争入札を執行いたしましたところ、1億6,632万円をもちまして北口・十勝特定建設工事共同企業体が落札することになりましたので、同企業体の代表であります帯広市西24条北2丁目5番52、株式会社北口電器商会、代表取締役坂井力氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、予定工期につきましては、両工事ともに平成28年3月18日までの工事を予定いたしております。

議案説明資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

工事概要についてであります。電気設備その1につきましては幹線動力設備及び照明設備の工事を行い、電気設備その2は構内配電線路設備、受変電設備、発電設備、構内交換機設備、拡声放送設備、テレビ共同受信設備、防災設備及びその他の設備等の工事を行うものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第44号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第45号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第46号、工事請負契約の締結について及び日程第9、議案第47号、工事請負契約の締結についての2議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第46号並びに議案第47号、工事請負契約の締結につきまして一括して提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 46 号の契約の目的につきましては、幕別町新庁舎建設工事（機械設備その 1）であります。
当工事につきましては、新庁舎の建設に係る機械設備工事であります。

契約の方法、金額、相手方についてであります。平成 26 年 7 月 30 日において、笹原・原特定建設工事共同企業体、三洋・幕別・一成特定建設工事共同企業体、森・菅・森本特定建設工事共同企業体の 3 社によります公募型指名競争入札を執行いたしました。再度の入札に付しても落札者がいなかったことから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により最低価格入札者であります。笹原・原特定建設工事共同企業体と協議を行い、見積書を徴したところ予定価格の範囲内でありましたことから、2 億 4,541 万 9,200 円をもちまして同企業体の代表であります中川郡幕別町錦町 65 番地、株式会社笹原商産、代表取締役笹原早苗氏と随意契約を結ぼうとするものであります。

次に、議案書の 8 ページをごらんいただきたいと思います。

議案第 47 号の契約の目的につきましては、幕別町新庁舎建設工事（機械設備その 2）であります。

当工事につきましては、議案第 46 号でご説明したとおり、新庁舎の建設に係る機械設備工事であります。

契約の方法、金額、相手方についてであります。議案第 46 号で申し上げました 3 社によります公募型指名競争入札を執行いたしましたところ、8,208 万円をもちまして三洋・幕別・一成特定建設工事共同企業体が落札することになりましたので、同企業体の代表であります帯広市西 8 条南 7 丁目 1 番地、三洋興熱株式会社、取締役社長笹井祐三氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、予定工期につきましては、両工事ともに平成 28 年 3 月 18 日までの工事を予定いたしております。

議案説明資料の 3 ページをごらんいただきたいと思います。工事概要についてであります。

機械設備その 1 につきましては、暖房設備、給油設備、換気設備及び自動制御設備の工事を行い、機械設備その 2 につきましては、給水設備、排水設備、衛生器具設備、給湯設備及び消火設備の工事を行うものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 46 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 47 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 48 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 48 号、工事請負契約の締結につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、幕別町民会館耐震改修工事（建築主体）であります。当該建物の耐震性が不足していることから、改修工事を行い、耐震性を向上させるため実施するものであります。

契約の方法、金額、相手方についてであります。平成 26 年 7 月 30 日、藤原工業株式会社、加藤・萬和経営建設共同企業体、佐藤・大野経営建設共同企業体の 3 社により指名競争入札を執行いたしましたところ、8,564 万 4,000 円をもちまして佐藤・大野経営建設共同企業体が落札することになりましたので、同企業体の代表であります中川郡幕別町旭町 24 番地の 45、株式会社佐藤建設、代表取締役佐藤富士雄氏と契約を結ぼうとするものであります。

なお、予定工期につきましては、平成 27 年 2 月 27 日までの工事を予定いたしております。

議案説明資料の 8 ページと 9 ページをごらんいただきたいと思っております。

町民会館、各階ごとの平面図となっております。

10 ページは、東側の立面図となっております。

工事概要であります。コンクリートブロック造の壁を鉄筋コンクリート造の耐震壁に変更するなどして耐震性を高める工事が地下 1 階で 5 カ所、地上 1 階で 6 カ所、2 階で 1 カ所の合計 12 カ所行い、鉄骨ブレースを設置して耐震性を高める工事を、地下 1 階で 5 カ所、地上 1 階で 2 カ所の合計 7 カ所行うものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 49 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 49 号、財産の取得につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 10 ページ、議案説明資料は 11 ページをお開きいただきたいと思っております。

今回、取得いたします財産は、小型除雪車 1 台及び草刈り装置一式であります。

この小型除雪車につきましては、幕別地域で使用いたしております小型除雪車の更新を行うためのものであります。

現在、使用しております小型除雪車は、平成 13 年度に補助事業により購入したものでありまして、既に 12 年を経過し、稼働時間も 1 万時間に達するところでありまして、馬力の低下に加え修理費も年々増加しておりますことから、本年度、社会資本整備総合交付金事業により更新を行うものであります。

前部にロータリー装置を装着した車両となっており、冬場における安全な歩道の確保と、夏場におきましては草刈り装置を装着し路肩の草刈りを行い、より効率的な活用を図ってまいりたいと考えております。

取得の方法、取得金額、取得の相手方についてであります。平成 26 年 7 月 16 日、北海道川重建機株式会社帯広支店、ナラサキ産業株式会社道東支店、株式会社中島自工の 3 社により指名競争入札を執行いたしましたところ、2,289 万 6,000 円をもちまして株式会社中島自工が落札することとなりましたので、同社の代表であります帯広市西 20 条北 1 丁目 3 番 32 号、株式会社中島自工、代表取締役中島慎司氏を相手方として取得しようとするものであります。

なお、車両本体が受注生産であり、第 4 次排出ガス規制への対応や除雪装置、草刈り装置なども加工製作に期間を要しますことから、納期につきましては、平成 27 年 3 月 31 日までを予定いたしております。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[中間報告]

○議長（古川 稔） 日程第 12、庁舎建設に関する調査特別委員会に付託中の新庁舎の建設等に関する調査の件について委員会の中間報告を議題といたします。

庁舎建設に関する調査特別委員会から新庁舎の建設等に関する調査の件についての中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は庁舎建設に関する調査特別委員会の中間報告を受けることに決定されました。

庁舎建設に関する調査特別委員長の発言を許します。

庁舎建設に関する調査特別委員長千葉幹雄議員。

○庁舎建設に関する調査特別委員長（千葉幹雄） 朗読をもって説明にかえさせていただきたいと思っております。

平成 26 年 8 月 6 日。

幕別町議会議長古川稔様。

庁舎建設に関する調査特別委員長千葉幹雄。

庁舎建設に関する調査特別委員会第 2 回中間報告書。

平成 23 年 6 月 16 日本委員会で調査した事件について、第 2 回中間報告を次のとおり、会議規則第 47 条第 2 項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会設置の経過。

平成 23 年 6 月 2 日の全員協議会において、「幕別町役場庁舎耐震化検討業務報告書」の概要について執行機関より報告を受け、現庁舎は大規模な地震が発生した場合の安全性が確保されていないことが明らかになった。

このため、6 月 16 日開催の平成 23 年第 2 回定例会において、現庁舎の耐震改修及び新庁舎の建設等に関する調査を行うため、議長を除く議員の全員で構成する「庁舎建設に関する調査特別委員会」を設置し、閉会中も継続して調査を行うことが議決された。

2、委員会開催状況。

平成 24 年 8 月 29 日から平成 26 年 6 月 19 日まで計 20 回。合計 36 回であります。

3、調査の中間結果。

（1）新庁舎の基本設計（構造計画）について。

東日本大震災後における国の被害調査報告において、免震構造の性能が十分発揮されたという報告がされ、免震構造における最大の長所は大地震時に建物の被害を著しく低減することができることであった。

新庁舎は、①構造体、②建築非構造部材、③建築設備の三つの耐震安全性を目標に、防災、復興拠点としての機能を十分に備えた庁舎として長く使用していくことができるよう、防災計画・危機管理対策の一つの方策として免震構造を採用したいことが町側から示された。

特別委員会では、耐震及び免震構造の違いや財政面に至るまでの議論を重ねてきた結果、免震構造を採用すべきとの意見が多数を占めたため、免震構造を採用すべきという方向になった。しかし、耐震構造で十分ではないか、また財政面に心配があるなどの意見があった。

(2) 新庁舎の議会機能について。

議会機能に関する小委員会が設置され、3階部分である議場、委員会室、議員控室、正副議長室、議会事務局執務室、図書室、更衣室、トイレ等の諸設備のあり方について検討を積み重ね、平成25年1月22日に第2回中間報告を受けた。その後、小委員会へアドバイザー会議で出された意見を検討するよう要請した。小委員会では、議場はバリアフリーに配慮した段床式とし、傍聴席はバリアフリー化及び車イス用スペースの確保、委員会室は町部局との共有会議室や災害対策本部として活用ができる多目的会議室、議員控室を小さくなどの検討結果の報告を受けた。

特別委員会では報告を受け審議をした結果、議場等設計案の内容に大きく変更がないことから報告のとおり了承した。

(3) 新庁舎の機能について。

町側より新庁舎建設基本設計素案が示され、その中で止若公園敷地を駐車場として整備することについての議論がなされ、樹木の伐採や自然環境への配慮などから駐車場整備は行わないことになった。また、新庁舎平面計画においては、住民対応から町長室の位置を南側に変更することになった。

(4) 新庁舎建設事業計画について。

庁舎建設に関しては、ますます多様化する行政需要に対応可能な庁舎機能を導入する一方で、健全な財政運営の観点から将来の町財政への影響や住民負担をできるだけ最小にすることに十分配慮していく必要がある。

新庁舎建設に当たり華美な要素の排除や無駄を省いたスリムな庁舎を目指し、建設費用の抑制に努め、震災復興に伴う人件費や資材費の高騰により建設事業費が増大する中、財源確保の観点から国から補填される有利な合併特例債の活用や、他の事業に影響を与えることなく庁舎基金の積み増し、国の補助金の確保が肝要である。

町側から示された実施設計・建設事業費については、委員からは特に反対する意見は出なかった。

(5) 町に対する要請について。

正副委員長より、新庁舎に附帯する駐輪場及びごみ庫棟について、規模や構造、仕上げ等を簡易・簡便なものに変更・再考するよう要請した。

以上であります。

○議長(古川 稔) 以上で、庁舎建設に関する調査特別委員会の中間報告を終わります。

[閉議・閉会宣告]

○議長(古川 稔) 以上をもって、本臨時会に付議されました事件は、全部終了いたしました。会議を閉じます。

これをもって、平成26年第3回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

15:00 閉会